

平成五年通商産業省令第六十六号

計量法関係手数料規則

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十六条並びに計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)第六條第一項ただし書、第七條、第九條第一項、第十條第一項及び別表第五号ハ(二)の規定に基づき、計量法関係手数料規則を次のように制定する。

(旅費の額)

第一条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)以下「施行令」という。第十六条並びに計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)以下「手数料令」という。第七條第一項及び第八條第一項の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査又は審査(以下「検査等」という。)のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が三級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。(旅費の額の計算に係る細目)

第三条 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、四千元として旅費相当額を計算する。

4 経済産業大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(型式の承認に係る手数料の減額)

第四条 手数料令第四條第一項第一号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)

第七十一條第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」という。)が添えられた型式ごとに、手数料令別表第四に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額(当該試験が二以上ある場合には、その合計額。)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百元を加えた金額とする。

2 手数料令第四條第一項第一号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、構造検定の方法(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第十七條において同じ。)のうち特定計量器検定検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式(別表第一の二第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号から第十号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号まで)に掲げる特定計量器のものを除く。については、五万七千七百円とする。

一 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式同表に掲げる金額  
二 別表第一の三に掲げる特定計量器の型式であつて、構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 手数料令別表第四に掲げる金額から、別表第一の三に掲げる金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額)と五万七千七百円とを合算した金額を減じた金額  
三 前号の型式のうち、証明書が添えられた特定計量器の型式 同号で算出される手数料の額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額(当該試験が二以上ある場合には、その合計額。)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百元を加えた金額

(基準器検査に係る手数料の額)  
第五条 手数料令第五條の経済産業省令で定める額は、別表第二のとおりとする。ただし、法第百三條第三項ただし書の規定により同条第一項第二号に適合するかどうかを定める場合であつて、当該申請に係る基準器について基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)に定める器差の検査を行わない場合は、別表第三のとおりとする。

(燃料油メーターの器具、機械又は装置)  
第六条 手数料令別表第四第五号ロ(二)の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、空気分離器とする。

附則  
1 この省令は、計量法(平成四年法律第五十一号)の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

2 計量法に基づく外国製造者に係る特殊容器製造事業の指定申請手数料の額等に関する省令(昭和五十八年通商産業省令第四十四号)は、廃止する。

3 基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)附則第三項に規定する基準こうかんについて基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、附則別表第一のとおりとする。

4 基準器検査規則附則第五項から第七項までの規定に基づき、基準器検査規則附則第八項各号に掲げるものについて基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、附則別表第二のとおりとする。

附則別表第一  
基準こうかんのひよ一個についての金額  
一 トン以下 四万四千元  
二 トン以下 六万六千二百円  
三 トン以下 八万七千円  
四 トンを超えるとき 八万七千円に、十トンまでを増すごとに四千九百円を加えた額

附則別表第二  
基準器  
一個についての金額  
一 長さ基準器  
イ 一級基準直尺 一万三千三百円  
ロ 二級基準直尺 一万千五百円  
全長が一メートル以下のもので、メートルまでを全長が一メートルを超えるもメートルまでを増

二以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が一増すごとに、イからハまでに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。  
二 質量基準器  
イ 基準懸垂手動はかり、基別表第二第二号ロ 準皿手動はかり、基準振り子式に掲げる金額併用はかり  
ロ 基準環状ばね  
ひょう量が十トン以下のもの 二万二千五百円  
ひょう量が十トン以下のもの 二万九千円  
ひょう量が十トンを超えるも 四万二千六百円  
ハ 基準電気抵抗線式ロードセル  
ひょう量が十トン以下のもの 五万六千八百円  
ひょう量が十トンを超えるも 七万五千五百円  
の  
三 体積基準器  
イ ます用基準はさみ尺 八千八百円  
ロ 基準全量ビペット 千四百五十円  
ハ 全量プラスチック用基準ビュレット  
レツト  
ニ メスシリンダー用基準ビュレット 一万五千七百円  
ユレツト  
ホ 乳脂計用基準ビュレット 一万二千四百円  
四 速さ基準器 九千四百円  
五 熱量基準器 四万二千八百円  
六 濃度基準器 別表第二第十三号に掲げる金額  
七 電気基準器  
イ 基準電力計 一万千三百円  
端子を三以上有するものにあつては、端子が二を超えて一増すごとに、三割の額を加算するものとする。  
ロ 一級基準標準電池 四十六万七千円  
ハ 一級基準抵抗器 四十五万八千円

八	照射線量基準器	
イ	基準照射線量計	
	一級である旨の表記のあるもの	三十七万千円
	二級である旨の表記のあるもの	三十一万九千円
ロ	基準照射線量率計	
	一級である旨の表記のあるもの	二十八万六千円
	二級である旨の表記のあるもの	二十五万四千円
ハ	基準ラジウム・ガンマ線源、基準コバルト六十・ガンマ線源又は基準セシウム百三十七・ガンマ線源	八万三千三百円
九	織度基準器	千七百五十円
十	振動基準器	別表第二十二号に掲げる金額
十一	比重基準器	
イ	基準軽ボーム度浮ひょうのうち目量が〇・一軽ボーム度未満のもの	一万千三百円
ロ	イに掲げるもの以外のも	三千八百五十円

附則（平成八年四月五日通商産業省令第三四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年四月一日通商産業省令第五九号）  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月二四日通商産業省令第一二二号）  
この省令は、平成一二年三月一日から施行する。

附則（平成一二年三月七日通商産業省令第二八号）  
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

1 基準器検査規則の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第六十四号）附則第三項の規定により経済産業大臣が行う一級基準分銅の基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、表す質量が二百グラム以下のものについては一個につき二千二百円、表す質量が二百グラムを超えるものについては一個につき七千九百円とする。

附則（平成一二年三月三一日通商産業省令第九四号）  
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二六号）  
この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附則（平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二七号）  
この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二二日経済産業省令第三三三号）  
この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月二八日経済産業省令第一四四号）  
この省令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二二日経済産業省令第二五五号）  
この省令は、平成二二年六月一日から施行する。

附則（平成二九年三月九日経済産業省令第一一〇号）  
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年九月二二日経済産業省令第七二二号）  
この省令は、平成二九年十月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年九月六日経済産業省令第五七号）  
この省令は、平成三一年一月一日から施行する。

附則（令和元年一二月二〇日経済産業省令第五三三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条第一項関係）  
添えられた証明一件について減らされる金額

一	非自動はかり（ひょう量が係る試験）	五万五千四百円
二	温湿度の影響に係る試験	十七万五千四百円
三	一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	十三万四千円
四	スパン安定に係る試験	十四万四千三百円
五	手数料令別表第四の備考に定める試験項目以外の電磁環境の影響に係る試験	七万五千五百円
六	手数料令別表第四の備考に定める試験の金額を合算した金額	

一	質量計	一件についての金額
イ	ひょう量が二トン以下の非自動はかりであって、検出部が電気式のもの以外のもの	
ロ	ひょう量が百五十キログラム以下のもの	十五万三千五百円
ハ	ひょう量が百五十キログラムを超えるもの	十四万七千七百円
ニ	分銅、定量おもり又は定量増おもり	一万四百円
三	温度計	
イ	ガラス製温度計（ロに掲げるものを除く。）	四万三千三百円
ロ	ガラス製温度計	四万五百円
ハ	抵抗体温度計	二十一万三千三百円
ニ	皮革面積計	七千九百円
三	量器用尺付タンク	四万六千六百円
四	密度浮ひょう	四万五千五百円
イ	耐圧密度浮ひょう	一万八千八百円
ロ	イに掲げるもの以外のもの	一万八千八百円
六	アナロイド型圧力計	

中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、二十二万七千七百円とする。

二 燃料油メーターのうち、充填機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの

第四条第一項に定める場合であって、試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、三十三万六千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとす。

第四条第二項第三号に定める場合であって、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、三十八万八千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとす。

イ	アネロイド型圧力計（ロに掲げるものを除く。）	十万六千円
ロ	アネロイド型血圧計	
（一）	表示機構が電気式のもの	十四万二千元
（二）	（一）に掲げるもの以外のもの	十万二千元
七	最大需要電力計	十五万五千元
八	電力量計	
イ	定格電流が五アンペアのもの	十五万五千元
ロ	イに掲げるもの以外のもの	十一万二千元
九	無効電力量計	十五万五千元
十	照度計	三十八万四千元
十一	騒音計	
イ	使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの	十六万七千五百円
ロ	使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	十七万七千九百円
十二	振動レベル計	二十四万二千元
十三	濃度計	
イ	ジルコニア式酸素濃度計	十八万三千三百円
ロ	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	二十万八千六百円
度計		
ハ	磁気式酸素濃度計	十八万五千九百円
ニ	紫外線式二酸化硫黄濃度計	十九万二千二百円
ホ	紫外線式窒素酸化物濃度計	十九万三千四百円
ヘ	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計又は非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	十九万五千九百円
ト	化学発光式窒素酸化物濃度計	十九万五千九百円
チ	ガラス電極式水素イオン濃度計	五万六千六百円
リ	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	十萬九千五百円
ヌ	酒精度浮ひよう	一万八千円

ニに掲げる濃度計とホに掲げる濃度計とが構造上一体となつて、ニに掲げる金額とホに掲げる金額とを合算して得た額から十二万千円を減額するものとする。		
ニからトまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ニからトまでに掲げる金額に一万千円を加算するものとする。		
十四 浮ひよう型比重計		一万八千円
別表第一の三（第四条第二項関係）		
特定計量器	試験	一件について減ずる金額
一 タクシーメーター	1 耐久性に係る試験	四万八千三百円
2 耐振動性に係る試験		六万二千元
3 温度の影響に係る試験		十二万六千二百円
4 放射無線周波電磁界イミュニティ試験		十二万三千三百円
5 4に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		四万六千六百円
6 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験		八万二千七百円
7 1から6までに掲げる試験以外の試験		十四万二千元
中欄3及び中欄7に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十五万三千円とする。		
二 質量計		
イ 非自動はかり		
（一） ひよう量が二トン以下のものであつて、検出部が電気式のもの		
1 耐久性に係る試験		五万五千四百円
2 温湿度の影響に係る試験		十七万五千四百円

3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験		十三万四千元
4 スパン安定性に係る試験		十四万四千三百円
5 放射無線周波電磁界イミュニティ試験		十二万三千三百円
6 無線周波電磁界による誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験		五万四千四百円
7 サージイミュニティ試験		三万八千六百円
8 5から7までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		七万五千五百円
9 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験		八万二千七百円
中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。		
中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十二万七千七百円とする。		
（二） ひよう量が二トンを超えるもの		
1 アナログロードセルの性能に係る試験		三十四万八千八百円
2 デジタルロードセルの性能に係る試験		五十六万九千九百円
3 指示計及びアナログデータの処理装置の性能に係る試験		四十二万九千九百円
4 ターミナル及びデジタルデータの処理装置の性能に係る試験		二十万二千八百円
1 温湿度の影響に係る試験		三十七万六千七百円
2 供給電源の影響に係る試験		十四万四千元
3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		六十七万二千二百円
ロ 自動捕捉式はかり		

4 スパン安定性に係る試験		三十四万三千八百円
5 1から4までに掲げる試験以外の試験		二十二万七千七百円
中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、四十二万六千六百円とする。		
三 体積計		
イ 水道メーター又は温水メーター		
（一） 表示機構が電気式の試験		
1 耐久性に係る試験		十五万八千六百円
2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験		十二万三千三百円
3 サージイミュニティ試験		三万八千六百円
4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		十一万四千四百円
5 1から4までに掲げる試験以外の試験		八万五千七百円
中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十八万五千三百円とする。		
（二） （一）に掲げるもの以外のもの		
1 耐久性に係る試験		十五万五千三百円
2 1に掲げる試験以外の試験		八万二千五百円
ロ 燃料油メーター		
（一） 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの		
1 耐久性に係る試験		十三万三千八百円
2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験		十二万三千三百円
3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		六万六千七百円

<p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十三万九千円とする。</p> <p>(2) 充填機1 耐久性に係る十二万五千円 構その他第六試験 条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となつて いるもの</p>	<p>4 1から3までに十万七千九百 掲げる試験以外の試 験</p>	<p>2 放射無線周波電十二万三千 磁界イミュニティ試 験</p>	<p>3 2に掲げる試験九万七千八百 以外の電磁環境の影 響に係る試験</p>	<p>4 1から3までに十九万七千五 掲げる試験以外の試 験</p>	<p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十三万八千九百円とする。</p> <p>(3) (1) 1 耐久性に係る八万六千六百 又は(2)に試験 掲げるもの以 外のもの</p>	<p>2 電磁環境の影響七万七千七百 に係る試験</p>	<p>3 1及び2に掲げ十二万二千八 る試験以外の試験</p>	<p>中欄1及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十六万四千二百円とする。</p> <p>ハ 液化石油 ガスメーター</p>	<p>2 放射無線周波電十二万三千 磁界イミュニティ試 験</p>	<p>3 2に掲げる試験九万七千八百 以外の電磁環境の影 響に係る試験</p>	<p>4 1から3までに十九万七千五 掲げる試験以外の試 験</p>	<p>試験</p>
<p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十三万八千九百円とする。</p> <p>ニ ガスメーター (1) 表示機1 耐久性に係る十六万四千三百 構が電気式の試験 もの</p>	<p>2 放射無線周波電十二万三千 磁界イミュニティ試 験</p>	<p>3 サージイミュニティ三万八千六百 円</p>	<p>4 2及び3に掲げ九万七千四百 る試験以外の電磁環 境の影響に係る試験</p>	<p>5 1から4までに二十五万五千 掲げる試験以外の試 験</p>	<p>中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十六万五千七百円とする。</p> <p>(2) (1) 1 耐久性に係る十二万二千四 に掲げるもの 以外のもの</p>	<p>2 1に掲げる試験二十万七千 円</p>	<p>3 サージイミュニティ三万八千六百 円</p>	<p>4 2及び3に掲げ九万九千七百 る試験以外の電磁環 境の影響に係る試験</p>	<p>5 1から4までに十一万二千七 掲げる試験以外の試 験</p>	<p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、五十一万四千九百円とする。</p> <p>中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十五万五千四百円とする。</p>	<p>別表第二(第五条関係)</p>	<p>基準器 一個につき ての金額</p>
<p>一 基準巻尺 全長が五メートル以下のもの 全長が五メートルを超えるもの</p>	<p>八万四千九 百円 八万四千九 百円</p>	<p>二 質量基準器(基準分銅のうち、 一級、二級又は三級である旨の表記 のあるものを除く。)</p>	<p>二以上の表示機構を有するものにあつては、表 示機構が増すごとに、五割の額を加算するも のとする。</p>	<p>イ 基準手動天びん(ひょう量が二 トン以下のものであつて目量又は感 量がひょう量の四十分の一以上のも のを除く。)</p>	<p>感量が〇・一ミリグラム以下又はひ ょう量の五十分の一以下のもの 感量が一ミリグラム以下又はひょう 量の二十分の一以下のもの</p>	<p>感量が一ミリグラムを超え又はひょう 量の二百分の一を超えるもの 口 基準台手動はかり(ひょう量が 五トン以下のものであつて目量又は 感量がひょう量の二百分の一以上の ものを除く。)</p>	<p>ひょう量が一キログラム以下のもの ひょう量が十キログラム以下のもの ひょう量が五十キログラム以下のもの</p>	<p>ひょう量が二百キログラム以下のもの ひょう量が五百キログラム以下のもの ひょう量が五百キログラムを超えるもの</p>	<p>一万四千九 百円に、五 百キログラ ムまでを増 すごとに七 千四百円を 加えた額</p>	<p>八千八百円 六千二百円 八千八百円</p>	<p>一万四千九 百円に、五 百キログラ ムまでを増 すごとに七 千四百円を 加えた額</p>	<p>加えた額</p>
<p>ハ 基準直示天びん(ひょう量が二 トン以下のものであつて目量又は感 量がひょう量の四十分の一以上のも のを除く。)</p>	<p>三万二千六 百円 九千九百円</p>	<p>二 基準分銅(一級、二級又は三級 である旨の表記のあるものを除く。)</p>	<p>感量が一ミリグラム以下又はひょう 量の二百分の一以下のもの 感量が一ミリグラムを超え又はひょう 量の二十分の一を超えるもの</p>	<p>表す質量が二百グラムを超えるもの 表す質量が二百グラムを超えるもの</p>	<p>三 温度基準器 イ 基準ガラス製温度計 (1) 計ることができる温度が零下 三度を超え百三度以下のもの (2) (1) に掲げるもの以外のもの</p>	<p>四 体積基準器(基準湿式ガスメーター ののうち計量室における一周期の 計量作用により計ることができ ガスの体積が二十リットル以下のもの 並びに基準タンクのうち全量が一立 方メートル未満の液体メーター用基 準タンク(最小測定量の二百分の一 の量による液面の位置の変化が二ミ リメートル未満のものに限る。)で あつて水道メーター、温水メーター 又は積算熱量計の検査に用いるもの 及び全量が〇・〇二五立方メートル 以下の液体メーター用基準タンクで あつて燃料油メーターの検査に用い るものを除く。)</p>	<p>イ 基準フラスコ ロ 基準ビュレット ハ 基準積算体積計 (1) 基準ガスメーター</p>	<p>八千三百円 一万九千円</p>	<p>四万五千九 百円</p>	<p>四万五千九 百円</p>	<p>四万五千九 百円</p>	<p>四万五千九 百円</p>



八	照度基準器	四万二千五百円
九	騒音基準器	一万七千円
十	振動基準器	十三万六千二百円
十一	濃度基準器	四千九百円
十二	比重基準器	四千九百円
イ	目量が○・○一未満のもの	四千九百円
又は○・一重ボーム度未満のもの		
ロ	イに掲げるもの以外のもの	四千九百円